

# 災害時等における施設利用に関する協定書

令和6年7月22日

鈴 鹿 市

三 重 県 教 育 委 員 会

鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社



## 災害時等における施設利用に関する協定書

鈴鹿市（以下「市」という。）、三重県教育委員会（以下「県教委」という。）及び鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社（以下「鈴鹿 FP」という。）は、鈴鹿市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）において鈴鹿 FP が管理する施設を市が災害対応のため、避難地、避難所（以下「避難所等」という。）及び被災建築物応急危険度判定のための拠点（以下「判定拠点」という。）として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、第2条第1項及び第11条第1項に定める鈴鹿 FP が管理する施設を避難所等及び判定拠点として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

### 第1章 避難所等

（避難所等の対象施設）

第2条 本協定に基づき避難所等として使用する対象施設の所在地、施設名、設置者及び管理者は、次の各号のとおりとする。

- （1）所在地 鈴鹿市住吉町南谷口
- （2）施設名 三重県立鈴鹿青少年センター（スズカト）  
（別紙「1階平面図」参照）
- （3）設置者 県教委
- （4）管理者 鈴鹿 FP

2 災害時等の状況により、前項に定める対象施設以外の施設が必要となった場合は、市、県教委及び鈴鹿 FP が協議の上、使用する施設を決定するものとする。

3 市は、避難所等の対象施設を市民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

（緊急時の連絡体制及び手段）

第3条 市、県教委及び鈴鹿 FP は、本協定に関する連絡責任者を選任し、それぞれ書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知する。

(避難所等の開設)

第4条 市は、災害時等に避難所等を開設する必要がある場合において、第2条第1項に定める施設の安全性及び利用状況を鈴鹿FPに確認し、利用可能と判断した場合は、当該施設を避難所等として開設することができる。

2 鈴鹿FPが前項の施設の安全性の確認が困難な場合は、市が当該施設の安全性を確認するものとする。

(開設の通知)

第5条 市は、前条第1項の規定に基づき避難所等を開設しようとする場合、事前にその旨を書面により、県教委に対して通知する。

2 市から開設の通知を受けた場合、県教委は鈴鹿FPと協力して速やかに第2条第1項に定める施設を使用できるよう努めるものとする。

3 市は、避難所等を開設する場合は、職員を派遣するものとする。

4 市は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、事前に県教委に対し通知をせず口頭、電話等で、不通の場合は鈴鹿FPに口頭、電話等により連絡し、鈴鹿FPの了解を得た上で開設できるものとし、その後速やかに開設した旨を県教委に対し、書面により通知するものとする。

5 鈴鹿FPは、市が避難所等を開設する前に市民が避難したことを現認した場合は、市に対しその旨を通報するものとする。市は、鈴鹿FPから通報を受けた場合は、速やかに市の職員を派遣するものとする。

(避難所等の管理運営)

第6条 避難所等の管理運営は、市の責任において行うものとする。

2 避難所等で必要な物品等は、市が準備又は配布するものとする。

3 市は、避難所等の状況を勘案し、避難所等の管理運営に要する職員を適切に配置するものとする。

4 県教委及び鈴鹿FPは、避難所等の管理運営について市に協力するよう努めるものとする。

(費用負担)

第7条 対象施設の土地建物使用料については、無償とする。

2 対象施設の使用により生じた損害(施設又は設備等の破損)及び光熱水費等の施設使用等に要した経費は、原則、市が負担するものとする。ただし、市、県教委又は鈴鹿FPのいずれかが協議を要すると判断した経費については、市、県教委及び鈴鹿FPが協議の上、費用負担を決定するものとする。

3 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、その定めに従うものとする。

（原状回復義務）

第8条 市は、使用期間を終えたときは速やかに対象施設を原状に回復し、鈴鹿FPの確認を受けるものとする。ただし、災害等により損傷した部分を除く。

（開設期間）

第9条 避難所等の開設期間は、開設時から原則として7日以内とし、開設期間を延長する場合は、市、県教委及び鈴鹿FPが協議の上、決定するものとする。

2 市は、鈴鹿FPが早期に運営を再開できるように配慮するとともに、避難所等としての使用の早期解消に努めるものとする。

（閉鎖の通知）

第10条 市は、対象施設の使用を終了する際は、県教委に書面で通知するものとする。

## 第2章 判定拠点

（判定拠点の対象施設）

第11条 本協定に基づき判定拠点として使用する対象施設の所在地、施設名、設置者及び管理者は、次の各号のとおりとする。

（1）所在地 鈴鹿市住吉町南谷口

（2）施設名 三重県立鈴鹿青少年センター（スズカト）

（別紙「配置図」、「1階平面図」、「2階平面図」及び「3階平面図」参照）

（3）設置者 県教委

（4）管理者 鈴鹿FP

2 災害時等の状況により、前項に定める対象施設以外の施設が必要となった場合は、市、県教委及び鈴鹿FPが協議の上、使用する施設を決定するものとする。

（緊急時の連絡体制及び手段）

第12条 市、県教委及び鈴鹿FPは、本協定に関する連絡責任者を選任し、それぞれ書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知する。

(判定拠点の開設)

- 第13条 市は、災害時等に判定拠点を開設する必要がある場合において、第11条第1項に定める施設の安全性及び施設の利用状況を鈴鹿FPに確認し、利用可能と判断した場合は、当該施設を判定拠点として開設することができる。
- 2 鈴鹿FPが前項の施設の安全性の確認が困難な場合は、市が当該施設の安全性を確認するものとする。

(開設の通知)

- 第14条 市は、前条第1項の規定に基づき判定拠点を開設しようとする場合、事前にその旨を書面により、県教委に対して通知する。
- 2 市から開設の通知を受けた場合、県教委は鈴鹿FPと協力して速やかに第11条第1項に定める施設を使用できるよう努めるものとする。
- 3 市は、判定拠点を開設する場合は、職員を派遣するものとする。
- 4 市は、判定拠点を緊急に開設する必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、事前に県教委に対し書面による通知をせず口頭で、不通の場合は鈴鹿FPに口頭、電話等により連絡し、鈴鹿FPの了解を得た上で開設できるものとし、その後速やかに開設した旨を県教委に対し、書面により通知するものとする。

(施設設備等)

- 第15条 市は第11条第1項に定める施設に付属する設備等(以下「施設設備等」という。)について、別紙「配置図」、「1階平面図」、「2階平面図」及び「3階平面図」で定める範囲で利用することができる。
- 2 災害時等の状況により、前項に定める施設設備等以外の設備等が必要となった場合は、市は、県教委及び鈴鹿FPに協議することとする。

(費用負担)

- 第16条 対象施設の土地建物使用料については、無償とする。
- 2 対象施設の使用により生じた損害(施設又は設備等の破損)、通信費、光熱水費等の施設使用等に要した経費は、原則、市が負担するものとする。ただし、市、県教委又は鈴鹿FPのいずれかが協議を要すると判断した経費については、市、県教委及び鈴鹿FPが協議の上、費用負担を決定するものとする。

(原状回復義務)

- 第17条 市は、使用期間を終えたときは対象施設を速やかに原状に回復し、鈴鹿FPの確認を受けるものとする。ただし、災害等により損傷した部分を除

く。

(開設期間)

第18条 判定拠点の開設期間は、開設時から原則として10日以内とし、開設期間を延長する場合は、市、県教委及び鈴鹿FPが協議の上、決定するものとする。また、市は災害等の発生直後から、判定拠点の開設を目的として、被災状況の確認、判定資機材搬入などの開設準備を行うことができる。

2 市は、鈴鹿FPが早期に運営を再開できるように配慮するとともに、判定拠点としての使用の早期解消に努めるものとする。

(閉鎖の通知)

第19条 市は、対象施設の使用を終了する際は、県教委及び鈴鹿FPに書面で通知するものとする。

(避難所開設時の例外)

第20条 市が三重県立鈴鹿青少年センター(スズカト)を判定拠点として使用するに当たり、同施設が避難所として使用中又は使用予定の場合は、県教委及び鈴鹿FPと協議の上、相互に支障のない施設利用となるよう調整を行うものとする。

### 第3章 その他

(協議)

第21条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合には、市、県教委及び鈴鹿FPが協議の上、定めるものとする。

(解除・変更・更新)

第22条 本協定の内容を解除、変更又は更新しようとする場合は、書面にて通知し、市、県教委及び鈴鹿FPが協議の上、解除、変更又は更新するものとする。

(有効期間)

第23条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに市、県教委及び鈴鹿FPから解約の申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、令和4年3月24日付けで締結の鈴鹿青少年セ

ンターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業 PFI 事業事業契約（その後の変更も含む。）が終了した場合は、本協定も終了とする。

この協定の締結を証するため、この書面を3通作成し、市、県教委及び鈴鹿 FP が記名押印の上、各1通を保有する。

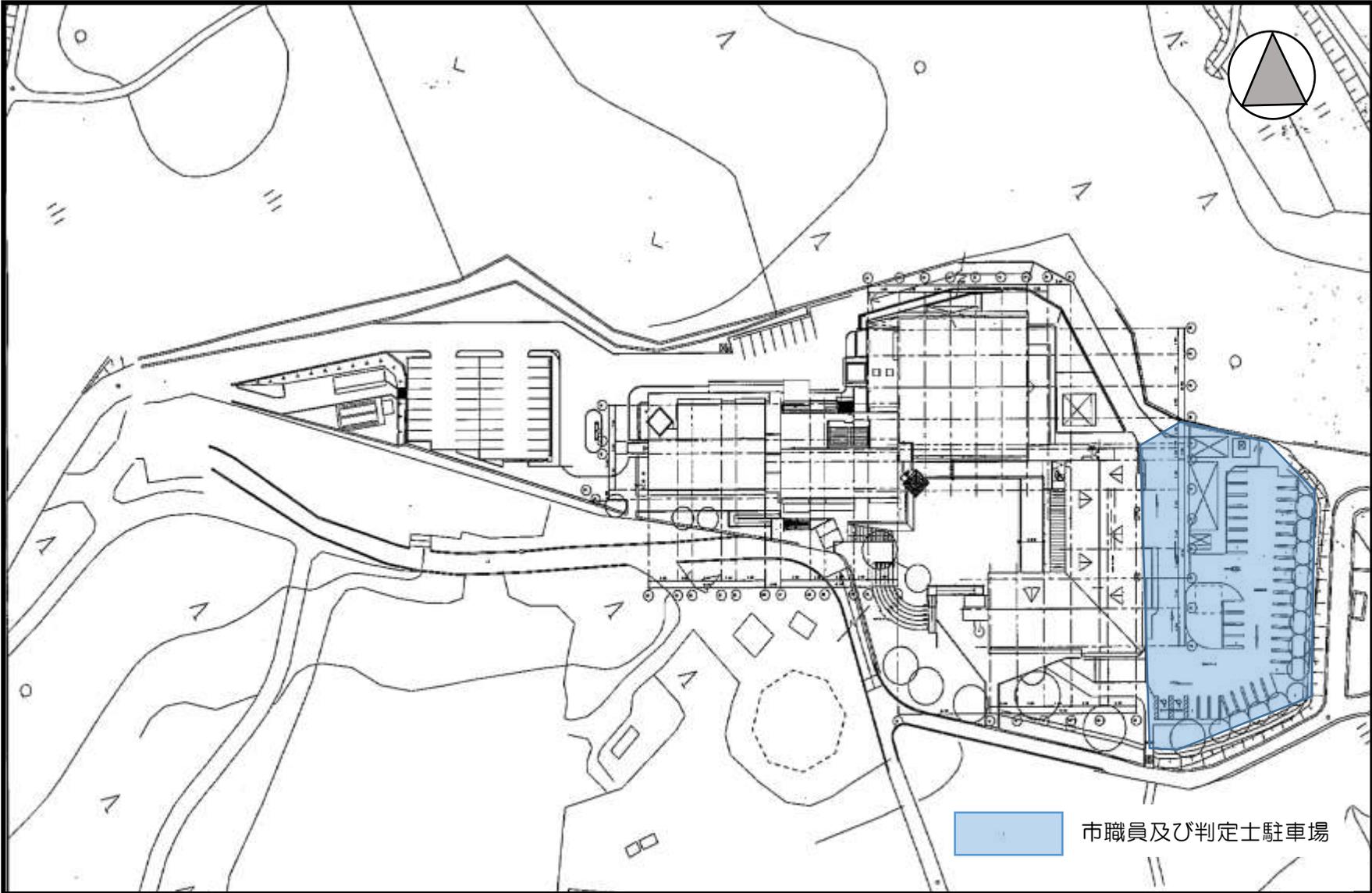
令和6年7月22日

市 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長 末松則子 印

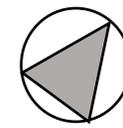
県教委 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会  
教育長 福永和伸 印

鈴鹿 FP 三重県鈴鹿市矢橋一丁目23番4号  
鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社  
代表取締役 益田直樹 印

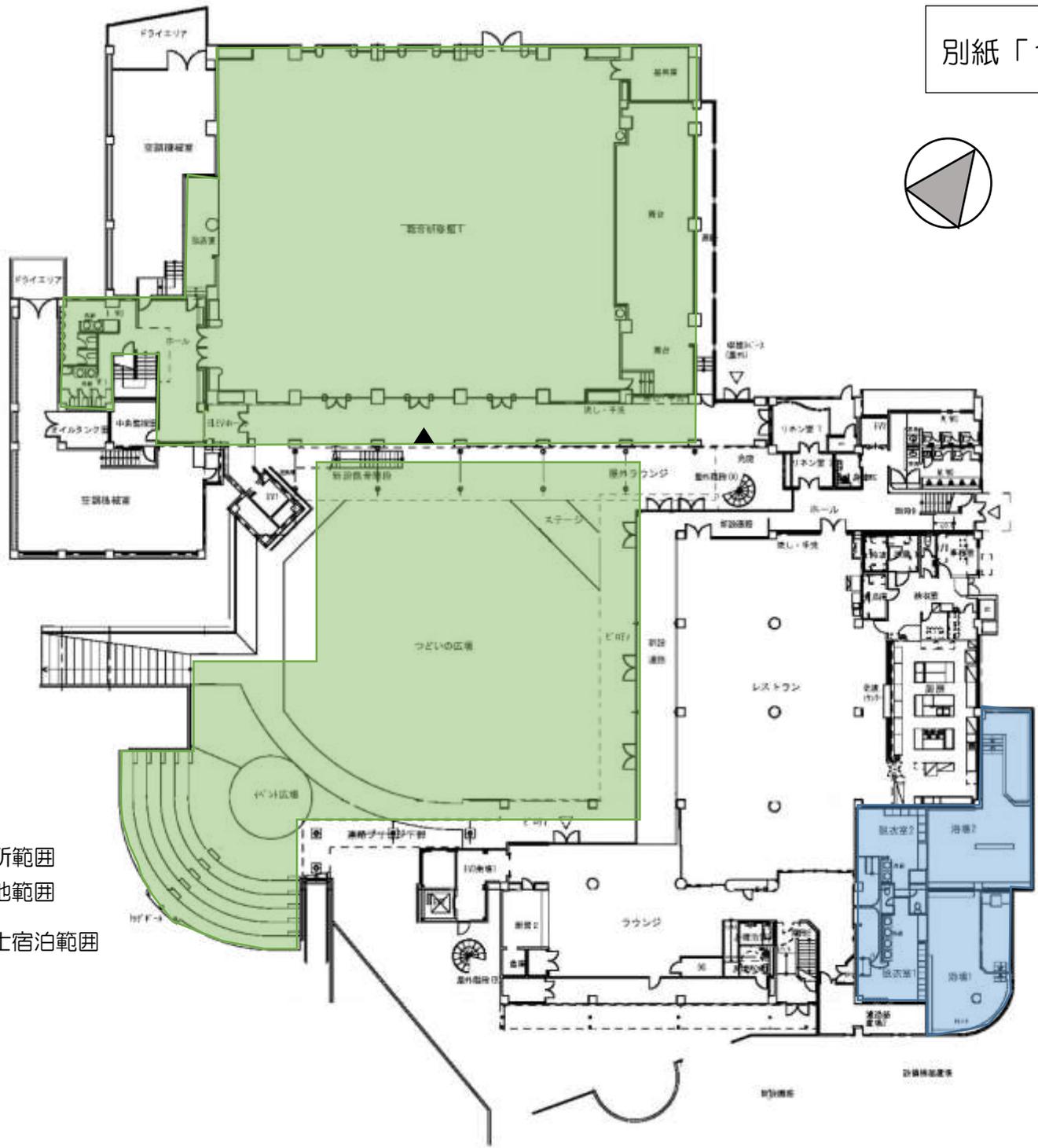
別紙「配置図」



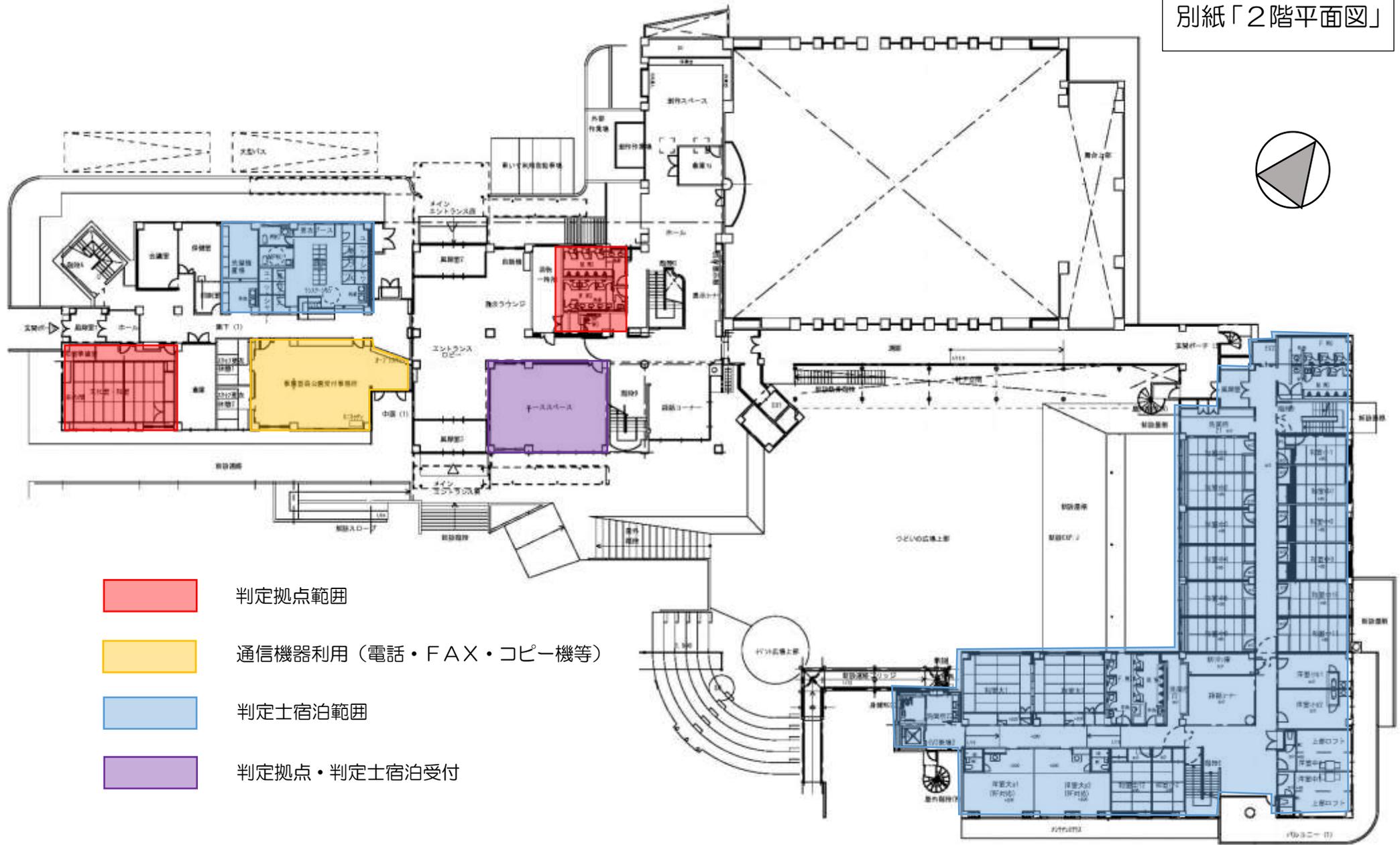
別紙「1階平面図」



-  避難所範囲
-  避難地範囲
-  判定土宿泊範囲



別紙「2階平面図」



-  判定拠点範囲
-  通信機器利用（電話・FAX・コピー機等）
-  判定士宿泊範囲
-  判定拠点・判定士宿泊受付

